

○原子力規制委員会告示第六号

国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（令和六年原子力規制委員会規則第四号）の施行に伴い、国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年九月三十日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示

（国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示の一部改正）

第一条 国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示（

平成十一年十二月科学技術庁告示第十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「第四条の十第三号」を「第二十七条第三号」に改める。

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正)

第二条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成二十四年九月原子力規制委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「国際規制物資の使用等に関する規則(昭和三十六年総理府令第五十号)第4条の2第1項」を「国際規制物資の使用等に関する規則(令和六年原子力規制委員会規則第四号)第13条第1項」に改める。

附 則

この告示は、国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則の施行の日(令和六年十月一日)から施行する。